

店頭商品デリバティブ（CFD）取引約款

株式会社さくらインベスト

第1条（本約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様が株式会社さくらインベスト（以下「当社」といいます。）との間で行う、店頭商品デリバティブ(CFD)取引（以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとしします。
2. 本約款の定めと「店頭商品デリバティブ（CFD）取引説明書（契約締結前交付書面）」の内容に齟齬又は矛盾がある場合には、本約款の定めが優先するものとしします。

第2条（法令等の遵守）

お客様及び当社は、本取引を行うにあたり商品先物取引法その他の法令諸規則を遵守するものとし、本約款に定めのない事項、又は本約款の解釈につき疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとしします。

第3条（定義）

本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。

- (1) 「取引レート」とは、市場又はカバー先における取引価格を参考として、当社が提示する価格をいいます。
- (2) 「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。ポジションは、建玉と同じ意味となります。
- (3) 「反対売買」とは、買いポジションを反対に売って決済すること、又は売りポジションを反対に買って決済することをいいます。
- (4) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。
- (5) 「値洗損益」とは、その時点のポジションに対する評価額で、スワップポイントは含みません。
- (6) 「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。
- (7) 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別をいいます。

第4条（リスク及び自己責任の原則）

お客様は、本取引の内容及び仕組みを理解し、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款の事項を承諾し、自らの判断と責任において当社と本取引を行うものとしします。

- (1) 本取引には、銘柄の市場価格が変動して元本を割り込むリスクがあること。

- (2) 本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。
- (3) 本取引には、少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得ることができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を被るリスクがあること。
- (4) 本取引には、損失を抑制する目的でロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格又は金融指標や商品価格等の数値の変動により、このルールに基づくロスカットが執行されて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が証拠金の額を上回るおそれがあること。
- (5) 本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、同盟罷業等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になりお客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。
- (6) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行うカバー先の破綻等による取引制限、又は建玉及び証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。
- (7) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する銘柄等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）があること。また、相場状況や経済情勢等を鑑み、当社の判断でスプレッドを変更することがあること。
- (8) 本取引に関連して発生するスワップポイントについては、金利状況により変動するおそれがあること。
- (9) 当社がお客様からいただく手数料の額については、別途当社が定めるものであること。
- (10) 当社の本取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があること。
- (11) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。

第5条（口座の開設）

1. お客様は、本約款に定める店頭商品デリバティブ（CFD）取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭商品デリバティブ（CFD）取引約款」及び「店頭商品デリバティブ（CFD）取引説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により店頭商品デリバティブ（CFD）取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申込を行なうものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

<個人のお客様の場合>

- (1) 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引を行うことは、法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (6) 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
- (7) 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一氏名の国内に存する金融機関を指定すること。本口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
- (8) 本取引をマネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する目的を有しないこと。
- (9) 反社会的勢力の一員等ではないこと。
※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含まず。

<法人のお客様の場合>

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引を行うことは、法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、取引担当者の判断と責任により、本取引を行うことができること。
- (4) 本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (6) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。
- (7) 反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者等ではないこと。
※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含まず。
- (8) 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一商号の国内に存する金融機関を指定すること。本口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
- (9) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。当社の定める「取引担当者」の基準の主なものとは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。

- ・ 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限を有していること。
- ・ 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・ 口座名義人である法人に籍があること。

- (10) 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。
2. 本約款により行われるすべての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。
 3. 本口座はお客様お一人様につき、一口座とさせていただきます。
 4. 本口座開設の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。
 5. 前項の審査に関するお問い合わせについて、当社はその内容については開示しないものとします。

第6条（本人確認書類）

口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出して頂くことを要します。

<個人のお客様の場合（下記書類のいずれか一点ないし二点）>

- (1) 運転免許証（変更があれば裏面も必要となります）
- (2) 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の交付のものに限る）
- (3) （特定）在留カード
- (4) （特定）特別永住者証明書
- (5) パスポート（顔写真のページ、住所のページがそれぞれ必要となります）
（有効若しくは失効後6ヶ月以内のものに限る）
- (6) マイナンバーカード
- (7) 住民基本台帳カード（写真付き）
- (8) 身体障害者手帳（写真付き）
- (9) 資格確認書（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）
- (10) 介護保険被保険者証
- (11) 国民年金、厚生年金、共済年金の年金手帳又は証書
- (12) 住民票の写し
- (13) 納税証明書、社会保険料領収書、公共料金の領収証（本人名義で現住所の記載があるものに限る）
- (14) パスポート（失効後6ヶ月を超えるもの）

※各書類は氏名、生年月日、現住所が記載されていることを原則とします。

有効期限のあるものについては、提示又は送付を受ける日において有効なもの。有効期限のないものについては、提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限る。

- ※ (1) - (8) は1点で可能
- ※ (9) - (11)は写真なし 2点必要なものをご用意ください。
- ※ (12) - (14)は補完書類 なお、住所等の記載のない書類（補完書類以外）の場合、住所等の情報は自署でも差し支えありません。

<法人のお客様の場合>

(1) 対面取引の場合

法人の登録事項証明書及び印鑑登録証明書により法人の本人特定事項を確認するとともに、前項に定めた方法により、実際に取引を行っている取引担当者の本人確認事項の確認を行う。その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がいる場合は、併せてその者の本人確認事項の確認を行う。

(2) 非対面取引の場合

顧客等と対面しないで取引を開始しようとする場合、当社は、顧客等から(1)の本人確認書類の写しの送付を受け、実際に取引を行っている取引担当者本人確認書類に記載された住所宛てに転送不要の簡易書留郵便を送付する方法により、その本人確認を行う。

第7条（禁止事項）

1. お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。
 - (1) 過度な投機的取引を行う行為。
 - (2) お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の書面の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為。
 - (3) 当社の役職員（当社の関連会社並びに業務を委託している相手方の役職員を含む。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為。
 - (4) 当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、参照市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。
 - (5) 前各号のほか、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。
2. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより、不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任

を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様が生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第8条（取引時間）

1. お客様がお取引できる時間については、当社が定める取引時間内とします。
2. 当社は、当社が必要と認める場合、取引時間を変更できるものとします。
3. 当社は、当社が定める時間内において、回線及び機器の瑕疵又は障害（以下、「システム障害」といいます。）又は補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

第9条（注文の受付・実行）

1. 本取引の注文の受付と実行に関しては、次の各項によるほか、契約書面等に従うものとします。
2. お客様が当社と行う本取引の取引形態、取引銘柄の種類、その他の注文の内容及び注文の執行方法については、当社の応じられる範囲内で、お客様からの事前の指図に従い行うものとします。
3. お客様が当社と行う本取引において取り扱う銘柄、注文の種類、及び注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとします。
4. お客様は、当社がこれら銘柄、取引数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等を変更できることをあらかじめ了承します。
5. お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び建玉の限度（以下「最大注文数量」といいます。）は、お客様の証拠金の額及びお客様の保有ポジション、ご資産、ご経験等に応じて当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。
6. お客様は、当社がこの最大注文数量を変更できることをあらかじめ了承します。
7. 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。
 - （1） 注文の内容が法令、本約款その他の当社の規程に違反するとき。
 - （2） カバー先とのカバー取引ができないとき。
 - （3） 本口座が凍結されているとき。
 - （4） その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断したとき。
8. 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受付けないことができるものとします。

- (1) お客様の届けた住所・メールアドレス宛てに当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、又は到着しなかった場合。
- (2) 「犯罪収益移転防止法」等の法令、本規約及びその他の規定等に違反、又は違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき。
- (3) 本口座が凍結されているとき。

第10条（強制決済及びロスカット等）

1. 証拠金の額から評価損を差引いた額が、ポジション証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った（維持率が当社の定める比率を下回った）場合、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジション若しくは一部を、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
2. お客様が新たに預託証拠金を当社に差し入れた場合でも、本口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
3. お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 第1項に定める当社が定める比率、基準は当社の判断によって変更することができるものとします。
5. お客様がポジションを保有してから未決済のまま1年が経過した場合、当社は、お客様の計算において、当該保有期間が1年間を超過した未決済ポジションを、1年を経過した後の最初の取引日における当社の任意のタイミングで反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

第11条（証拠金）

1. お客様は本取引を行うにあたり、取引により生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社が別に定める証拠金を当社に預託するものとします。証拠金の預託は全額現金（円貨）により行うものとし、有価証券等による預託は受入れないものとします。
2. お客様は、初回到預託する証拠金の金額は、当社の定める必要証拠金額以上であることを了承するものとします。
3. お客様からの証拠金の返還依頼は当社所定の方法で行うものとします。15時より後に受け付けたご依頼については翌営業日に返還請求を受けたものとして取り扱います。

4. 当社はお客様に事前に通知することなく、証拠金の料率を変更することができるものとします。
5. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、証拠金を担保として留保することができるものとします。
6. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。
7. お客様からお預かりした預託証拠金に利息は付さないものとします。
8. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては店頭商品デリバティブ（CFD）取引説明書（契約締結前交付書面）等を遵守するものとします。

第12条（期限の利益の喪失）

1. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
 - (1) 支払の停止、私的整理手続又は破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算手続開始申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について仮差押、差押又は、競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき。
 - (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社からの電話等による連絡等が不可能であると当社が判断したとき。
 - (7) 海外に居住することとなったとき。
 - (8) 死亡したとき。
 - (9) 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき。

- (10) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。
2. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
- (3) 本約款又はその他当社の定める規定に違反したとき。
- (4) 第7条第1項のいずれかに抵触したとき。
- (5) 前項3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第13条（提示レート）

お客様は当社に対し、銘柄の取引レートに基づいて当社が提示するレート以外のレートを主張できないことをあらかじめ了承するものとします。

第14条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）

1. お客様が第12条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
2. お客様が本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
3. お客様が第12条第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。
4. 前項の日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社は任意に、それを決済するために必要な反対売買等を行うことができるものとします。
5. 本条に定める反対売買等を行った結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとし

ます。

第15条（差引計算）

1. お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとし、
 - (1) 口座開設時に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 本約款のいずれかの規定に違反した場合。
 - (3) 当社Webサイトの運営又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為を行なったと当社が認定した場合。
 - (4) お客様が支払通貨の異なる損益（評価損益含む）を有する場合、当社規程の通貨に換算してその損失額が規定した評価額を超える場合。
 - (5) その他、当社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。
2. 第12条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとし、
3. 前項によって差引計算を行う場合、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、当社の定める利率及び率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとし、

第16条（預り資産等の処分）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社は、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続によらないで、取引保証金として差し入れた現金及び当社が占有しているお客様の有価証券等をお客様の計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残高を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当ことができ、またお客様は当該弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うものとする。

第17条（遅延損害金の支払い）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、請求により、履行期日の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとし、

第18条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとしします。

第19条（電子交付）

当社は、お客様に対し提供する商品先物取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて電磁的方法によって交付することができるものとしします。

第20条（報告）

お客様は、第12条第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとしします。

第21条（届出事項の変更）

当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、印章若しくは署名、印鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとしします。

第22条（報告書等の作成及び提出）

1. お客様は、当社がお客様に係る本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることに異議を述べないものとしします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとしします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとしします。

第23条（建玉持高の制限）

当社は公的機関からの命令・指導、経済情勢、その他合理的な事情により、お客様の保持することのできる建玉持高（ポジション）の上限を制限することができるものとしします。

第24条（クライアント環境の障害等）

1. お客様は、お客様の電子機器、通信機器、通信回線等（以下、「クライアント環境」といいます。）に障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアント環境の障害等について一切の問合せを受けないことにあらかじめ同意することとしします。

2. お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、又は、クライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社は一切その責を追わないこととします。

第25条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されることとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- (2) 市場の閉鎖、混乱又は規則の変更等の事由により、お客様の取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
- (3) 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- (4) 所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意又は重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。
- (5) 国内外の休日並びに金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないことにより生じる損害。
- (6) 当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- (7) ロスカットによる建玉の処分により生じた損害及び損失。
- (8) お客様の注文のミス又はお客様が必要な確認を怠ったがために、注文が約定又は約定されなかったことにより生じた損害。
- (9) お客様が本規約又はその当社に定める規定に違反し、それに対して当社が行った行為、不作為により生じた損害。
- (10) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。

第26条（解約）

1. 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第12条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当社とお客様との間の取引に係る契約は解約されることとします。
 - (1) お客様が当社に対し取引に係る契約の解約の申し入れをしたとき。
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。
 - (3) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合

合。

- (4) お客様が当社（当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。）の名誉又は信用を毀損したと当社が判断した場合。
- (5) お客様が当社（当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。）の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断した場合。
- (6) お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断した場合。
- (7) お客様からの預かり資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
- (8) お客様が、日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、お客様から非居住者になる旨の届出があった場合。
- (9) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。
- (10) 前各号の他、やむを得ない事由（お客様への勧誘が適合性の原則に違反する状態になった場合を含みますが、これに限りません。）により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。
 2. お客様との間の本取引に係る契約を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第14条、第15条及び第16条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。
 3. 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。

第27条（取引報告書及び受領証）

1. 当社は、お客様の注文が約定したとき、お客様から証拠金を受領したときにお客様に対し書面を交付するものとします。
2. 前項で定める書面について、書面交付に代えて法に基づき電磁的方法等によって交付できるものとします。

第28条（通知の効力）

お客様の届け出た住所・メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

第29条（損害賠償についての制限）

当社の責に帰すべき事由であっても、その如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益につ

いて当社はその一切の責を負わないものとします。

第30条（公租公課）

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様ご自身の負担により支払うものとします。

第31条（適用される法律）

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第32条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所とします。

第33条（本約款の変更）

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときに変更されることがあります。また、本約款は、当社の判断により、契約をした目的に反しない限度で、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な変更がされることがあります。
2. 当社は、前項前段の規定に基づき本約款を変更する場合には、変更する旨及び変更後の内容、効力の発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法によりお客様に周知します。当該効力発生日後にお客様が本取引に係るサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本取引に係るサービスの解約手続きを取らなかった場合には、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。

以上